

新規事業採択時評価結果(令和6年度新規事業化箇所)

担当課:道路局 国道・技術課
担当課長名:高松 諭

事業の概要

事業名	一般国道20号 新山梨環状道路(桜井～塚原)	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点	自:山梨県甲府市桜井町 至:山梨県甲府市塚原町	延長	5.5km		
事業概要					
国道20号は、東京都中央区から長野県塩尻市に至る幹線道路である。新山梨環状道路(桜井～塚原)は、甲府都市圏の交通渋滞の緩和、地域間の連絡強化による連携・交流の促進、中央自動車道とのアクセス・ネットワーク効果の発現等を図ることを目的とした、甲府市桜井町から甲府市塚原町までの延長5.5kmの4車線のバイパス事業である。					
事業の目的、必要性					
当該事業の整備により、甲府都市圏の通過交通の排除や流入交通の分散を図り、慢性的な交通混雑の緩和や交通事故を削減することを目的とする。また、高規格道路を利用した観光客のアクセス性の向上により、観光振興に寄与することを目的とする。					
全体事業費	約1,220億円	計画交通量	約10,600台/日		
事業概要図					

事業評価結果

費用便益分析	B/C		EIRR		総費用	1,898億円	総便益	4,573億円	基準年
	2.4 (1.7)		10.8% (6.8%)		事業費: 1,814億円 維持管理費: 85億円 更新費: 億円		走行時間短縮便益: 4,316億円 走行経費減少便益: 203億円 交通事故減少便益: 53億円	令和5年	
	3.6 (2.5)	[2%]			感度分析	交通量変動	B/C=2.3~2.5 (変動ケース: ±10%)		
	4.6 (3.2)	[1%]				事業費変動	B/C=2.2~2.7 (変動ケース: ±10%)		
						事業期間変動	B/C=2.2~2.6 (変動ケース: ±20%)		
事業の影響	自動車や歩行者への影響	評価項目	評価	根拠					
		渋滞対策	◎	・交通が転換し、甲府圏域の東西方向道路の渋滞が緩和。 【甲府圏域の国道及び県道の混雑時速度20km/hを下回る割合】 現況: 約5割 → 整備後: 約3割					
		事故対策	◎	・東西方向道路の交通の円滑化が図られ、渋滞に起因した追突事故の削減に寄与。					
	社会全体への影響	歩行空間	—	・注目すべき影響はない。					
		住民生活	—	・注目すべき影響はない。					
		地域経済	◎	・リニア中央新幹線との連携強化及び市街地中心部の混雑緩和により、観光地への所要時間が減少。 【品川駅～昇仙峡間の所要時間】 現況: 143分 → 整備後: 58分(約85分短縮)					
		災害	◎	・災害時のリダンダンシーが強化され、人命救助や物資輸送、復旧支援が迅速化。 【東京から長野へのルート数】 現況: 9ルート → 整備後: 24ルート					
環境	—	・注目すべき影響はない。							
地域社会	◎	・甲府圏域の渋滞緩和により、観光振興を支援。 【山梨県駅からの30分圏内の観光地数】 現況: 40箇所 → 整備後: 49箇所							
事業実施環境		◎	・都市計画決定手続き完了 (H25.3) ・山梨県知事、甲府市長より新山梨環状道路の早期事業化を要望。						

採択の理由

費用便益比が2.4(1.7)と便益が費用を上回っていると同時に、都市計画決定手続きが完了し、事業採択の前提条件が確認できる。
また、当該区間の渋滞緩和や地域経済等への効果が期待でき、事業の必要性・効果は高いと判断できる。
以上より、本事業の新規事業化については妥当である。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価格に社会的割引率(4%)を用いて基準年の価値に換算し集計したもの。
※B/Cの値は、社会的割引率4%を用いて計算した場合の費用便益分析結果。また、比較のために参考とすべき値として1%及び2%を設定し、それに対応する費用便益分析結果を参考として併記している。([]内は社会的割引率の値)
※B/C 上段の値は、広瀬IC～(仮称)宇津谷交差点を対象とした場合、下段()書きの値は事業化区間を対象にした場合の費用便益分析結果

関係する地方公共団体等の意見

【山梨県知事】
「一般国道20号 新山梨環状道路(桜井～塚原)」事業の令和6年度予算化について同意いたします。
新山梨環状道路は、甲府都市圏における交通の円滑化や周辺地域の連携強化及び、リニア中央新幹線開業による効果を県全域に波及させるために必要不可欠な道路であります。
当該区間は、国が事業を進めている広瀬～桜井間及び県で整備中の東部区間や西関東連絡道路と一体となって道路ネットワークを形成し、強靱化や生産性向上に大きく寄与することから、事業を進めていただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。
県といたしましては、関係者協議への支援や沿線自治体と連携した用地取得のための各種地元調整など、事業を円滑に進める上で必要となる環境整備に取り組んで参ります。
また、アクセス道路の整備や施工ヤード・工事用道路等の確保協力、トンネル工事での建設発生土の受け入れなどについて、県や沿線自治体の事業をはじめ、関係機関の協力を得ながら調整を図って参ります。
新山梨環状道路の整備効果をより広く波及させるためには、事業中区間の整備推進及び残る区間の早期事業化が不可欠であるため、沿線自治体と協力しながら地元調整などに取り組んで参りますので、引き続き、コストや環境に配慮しつつ、北部区間の早期全線整備が図られるようお願いいたします。

学識経験者等の第三者委員会の意見

・新規事業化については妥当である。

事業採択の前提条件

・費用対便益 : 便益が費用を上回っている。
・手続きの完了 : 都市計画決定手続き完了 (H25.3)